

大祓執中抄
天

特別
イ 4
3163
158(1)



貴
14
3163
158(1)

大枝執中抄序

長門薄紅毛近藤芽樹の翁が
名女おををく規川を引おれり
与理字乃法え出されりといふ
能書ふ事つゝ入馬阿もれ松東あふ
時文如形字思川思あふりルもぬ

大枝執中抄序

序一

大枝執中抄序

去る月海の里家大神哉
あり海むとて橋をばはらむ
来て我がふきとるもさしやうて
射西一豆又や歌やれ物終るる
法以て舟を来大後乃新あるま
物以ての世何のさう哉その指也

一巻成結してとるさし心は
只の理凡もさゆふを世大後乃新
何れを法にれの中に橋新は
知てる海ありふとて
そむまたさるも有さして
皇朝律令に起原をむぬ

此種と様と此已の多先事つゝ二
出阿らへはいつと世乃字者との
外玉乃さや枝阿まつにけおきむ
とてかあみの中よはる國の乃二
かあつて説あも枝つ向ふと起る
物家こも業あよんせいか先ん枝

此種者もあまもあまも乃及
の取さるゝとあも業も先んふ乃
乃よせ上代のあもふありふあ
きこえん阿ら玉洋百そくし様と
道いもらむらおとあもあく自
也の様をむつと及むら上代乃

あはれあはれなる哉河まほひ久人ふ初きん
とて外まほひなるをねとらふあ
あまこころは河らまほひ引ひ傳
あまこころは河らまほひ引ひ傳
伴皆れまほひの縁を以てしうは改
むやうふゆゑらまほひまほひまほひ

書阿らばあまはまほひて思ふ家を祖
天穂日神乃たて孫に絶り城遠くま
木のうゑ代に赤杖代の穢を孫ら若
神代ふ意字耶志能ふの松木ま
つらじくあ切板乃あまてかまほひ
徳をまほひて他人とあをあまら

きんぎふあすいであ族執獲ひふ
もはく家の片末こまてお神の三
寺をいはる者いおたて火乃鎌を
忌改むる海や〜あう梓葉れ雲
市井ふせぬ人多おれ入てひき
小川のしきりもあまの鎌あのみを

吉束るねる持古るりくふかた〜ぬ
手あまあつけるかまの白まむれ中
あま神凡の仔持大神よりまらる
人と八色立ち出雲大神小治るま教ふ
あまの石よあまの世らまてあまの
海ふ火をか〜みさふんまるぬ国し

かたもつにふまへて先づの御書を
阿比の心成さるるに公のあまの
思ふところをせしむるにまよひ

安政四年二月漢のの

天香陽宮御杖代毎國造尊孫

を蘇吾兒老とてつわりまへていぬ
つねにいぬるに。かゝの親の言を聞き
る程き吾兒老とていぬるに。世は
書とてわたり。とてさるるに。つねに
いぬるに。いぬるに。いぬるに。神の
まへ。大徳園と生れて。神とて。つねに
まへ。大徳園と生れて。神とて。つねに
まへ。大徳園と生れて。神とて。つねに
まへ。大徳園と生れて。神とて。つねに

あひていけいけいけいけいありといふや
^{ッデ}尊^{ホコ}ハワも乃^{ツエ}梓^ホ机^コハワも此^{ダテ}格^テ也
梓^{ツキ}ハワのむとものあやまりのを
ワハ^{オホミチ}そして^{オホ}祿^{ミチ}乃^{ミチ}正^{ミチ}一^{ミチ}ま^{ミチ}た^{ミチ}る^{ミチ}を^{ミチ}は^{ミチ}ま
たは^{オホ}あ^{ミチ}を^{ミチ}ち^{ミチ}り^{ミチ}く^{ミチ}と^{ミチ}り^{ミチ}よ^{ミチ}り^{ミチ}る^{ミチ}は^{ミチ}書^{ミチ}
は^{オホ}く^{ミチ}も^{ミチ}ぬ^{ミチ}を^{ミチ}只^{アセ}は^{ミチ}と^{ミチ}め^{ミチ}さ^{ミチ}う^{ミチ}一^{ミチ}名^{ミチ}也
ま^{オホ}い^{ミチ}ろ^{ミチ}一^{ミチ}み^{ミチ}て^{ミチ}し^{ミチ}と^{ミチ}い^{ミチ}あ^{ミチ}る^{ミチ}ま^{ミチ}は^{ミチ}い^{ミチ}と^{ミチ}り
大^{オホ}後^{ミチ}は^{ミチ}は^{ミチ}お^{ミチ}か^{ミチ}さ^{ミチ}よ^{ミチ}あ^{ミチ}れ^{ミチ}と^{ミチ}く^{ミチ}わ^{ミチ}れ^{ミチ}よ

志^{オホ}ラ^{ミチ}セ^{ミチ}マ^{ミチ}の^{ミチ}と^{ミチ}は^{ミチ}い^{ミチ}け^{ミチ}た^{ミチ}る^{ミチ}説^{ミチ}と^{ミチ}知^{ミチ}ん
ま^{オホ}て^{ミチ}ゆ^{ミチ}ら^{ミチ}よ^{ミチ}い^{ミチ}と^{ミチ}い^{ミチ}ら^{ミチ}み^{ミチ}て^{ミチ}二^{ミチ}名^{ミチ}れ^{ミチ}也
と^{オホ}も^{ミチ}世^{ミチ}は^{ミチ}あ^{ミチ}あ^{ミチ}や^{ミチ}ま^{ミチ}て^{ミチ}る^{ミチ}な^{ミチ}ち^{ミチ}く^{ミチ}な^{ミチ}る^{ミチ}
は^{オホ}く^{ミチ}も^{ミチ}あ^{ミチ}ら^{ミチ}ま^{ミチ}は^{ミチ}こ^{ミチ}乃^{ミチ}ほ^{ミチ}れ^{ミチ}る^{ミチ}格^{ハシクテ}也
と^{オホ}も^{ミチ}く^{ミチ}後^{ミチ}の^{ミチ}つ^{ミチ}と^{ミチ}も^{ミチ}御^{ミチ}園^{ミチ}を^{ミチ}一^{ミチ}由^{ミチ}
一^{オホ}大^{ミチ}御^{ミチ}祿^{ミチ}の^{ミチ}つ^{ミチ}と^{ミチ}も^{ミチ}か^{ミチ}け^{ミチ}ら^{ミチ}る^{ミチ}よ^{ミチ}御
は^{オホ}く^{ミチ}も^{ミチ}あ^{ミチ}ら^{ミチ}ま^{ミチ}は^{ミチ}こ^{ミチ}乃^{ミチ}ほ^{ミチ}れ^{ミチ}る^{ミチ}格^{ハシクテ}也
上^{オホ}皇^{ミチ}統^{ワカムトホ}下^{ミチ}ハ^{ミチ}さ^{ミチ}る^{ミチ}人^{ミチ}子^{ミチ}一^{ミチ}つ^{ミチ}と^{ミチ}も^{ミチ}ま^{ミチ}く^{ミチ}祿^{ミチ}る

へんがうやうて。まへ人子法師陰陽師は。
カミカウフリ。
 紙封をてあまのうらうらよさうし、れ
 やりあ身越さる。まへこまのあつこまあ
 ちまへまのま即ちあつこまのほのまれ
オホナホヒ
 禱を後て大直は神靈らるるたま
ミヨ 街まへちまのひのふ年なうこそ
ミヨ うのうらも今もまへま神字のあまのあつら
カシ こまや故いふうへの書とまをまを

して正しき大まをまの直のれ御霊乃
 ふゆをうてまて。廢れたる命をくま
 ぼくころあつれ。まあわね神の大まに
 する人のあまとしてあらまを。故ま
カミコト ありあまのまは。題事アラハニコトのりま
 あり。ありあまのまをたうて。はて
 及びあまのまやあまのまあまを。や
 やまのま。題事。故にこそ。題事をや

弘化三年五月

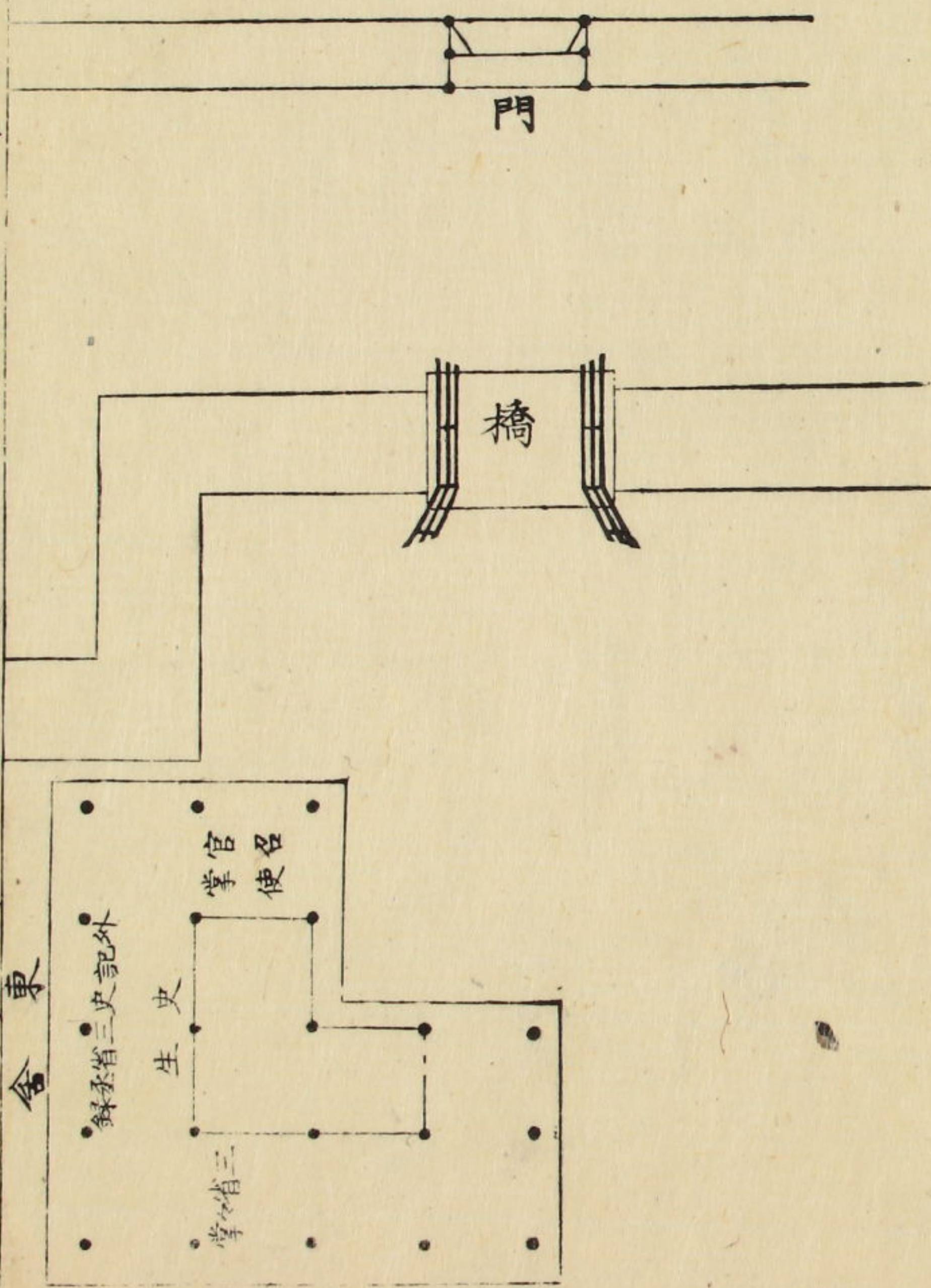
か納諸平

此のほし書に故か納れをりしとていせ
たのれつとも長門の國よ新しおれりし行きた
とてを孫のをちとてのなるも自もてまゝとて居せ
ほしとておれとていせとて 執中抄取れりてい
りとも一とていせとていせとていせとていせとて

かくはほしとていせとていせとていせとていせとて
るともいせとていせとていせとていせとていせとて
おほゆとていせとていせとていせとていせとていせとて
一とていせとていせとていせとていせとていせとて
とていせとていせとていせとていせとていせとて
書いのみとていせとていせとていせとていせとていせとて
依り木春夫

據諸書考定朱雀門大掖圖

拾遺抄云朱雀門
二階七間戸五間

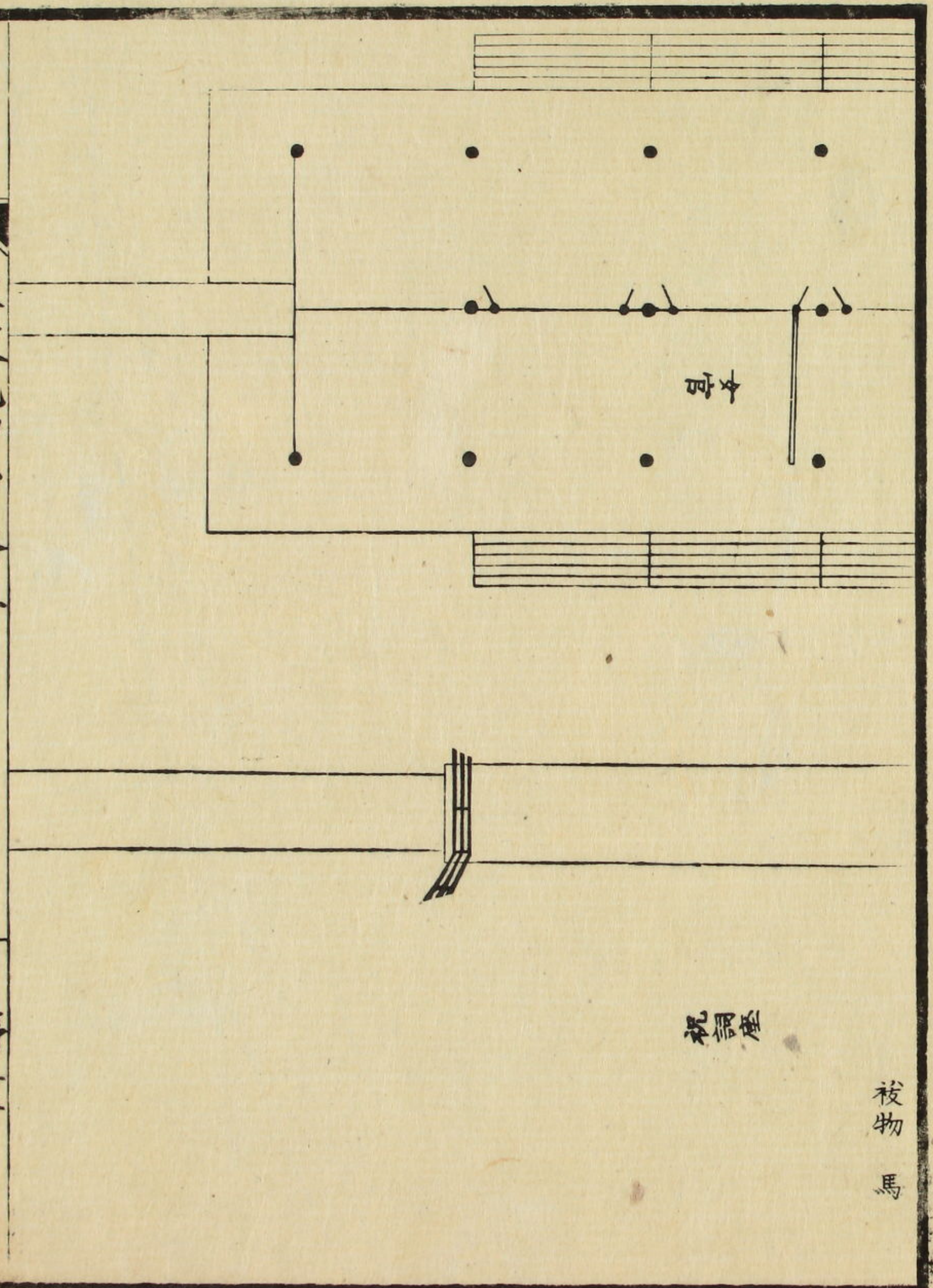


山槐記永萬元年六月の件、朱雀門大掖の装束の図、壇上の大臣以下の座
 紺幕と引廻し、南に立筵あり、東に屏風あり、儀式の鋪設あり、
 まゝ有内侍座之由、雖注次第、近代全無此事、
 注せり、内侍の座、仗舎
 にも止る官人、
 にも止る官人、

大正御中抄卷上

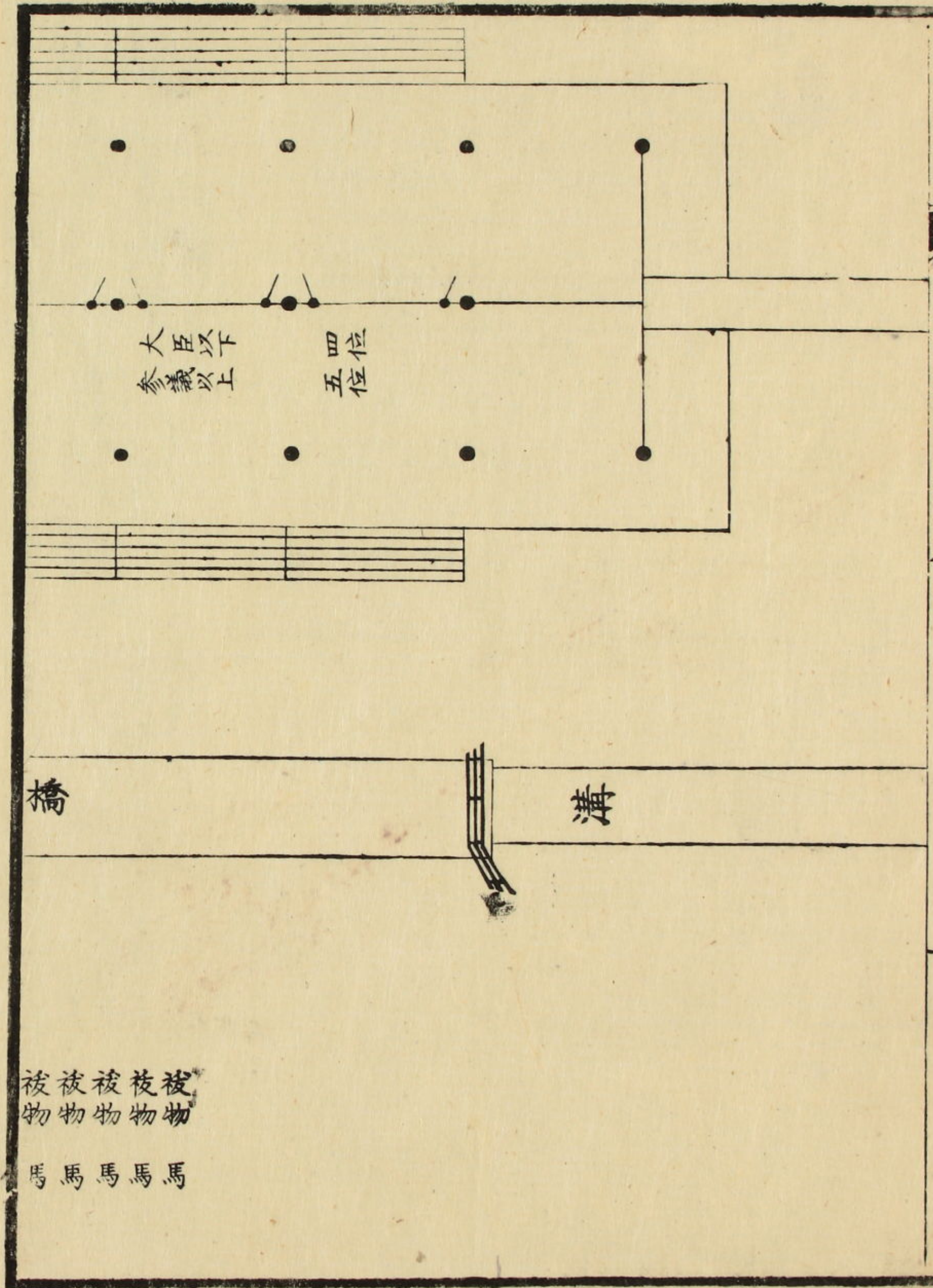
東
三十一
會

諸君六位下



祝賀屋

被物
馬



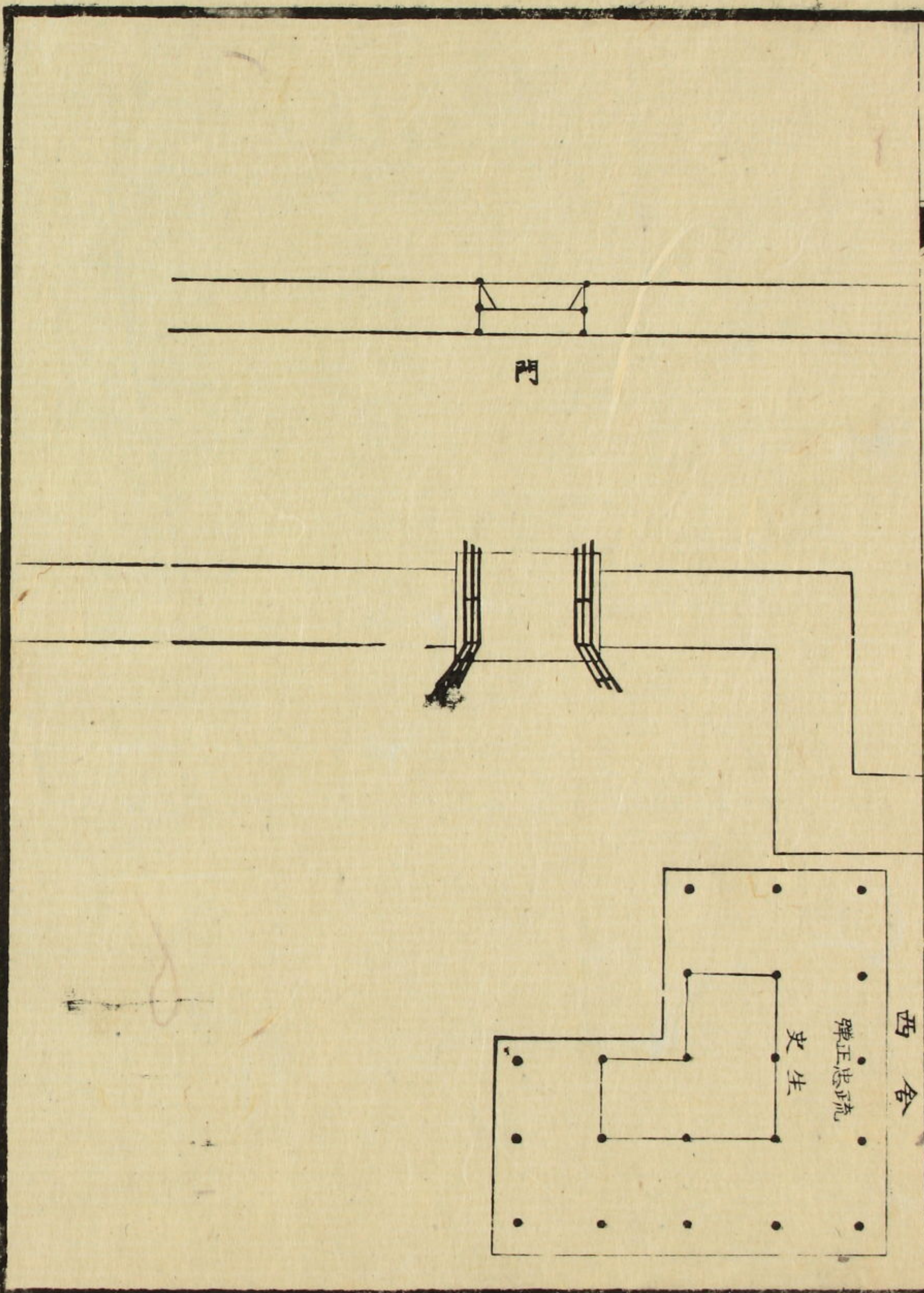
大臣以下
参議以上

四位
五位

橋

溝

被物
馬



大祓執中抄卷上関題

長門後學 藤原芳樹謹撰

祓ハ惡を闔ち善哉開き禍を除き福を得る。皇神スヘカミの教令ミコノツケ小
 一あれハ。上下やも小必行ふなき神世コノミヤよ皇の事コトあるを後
 世ミタふを皇ミコくかたもたなく廢スレと果ハテたばその詞コト比ヒみ。僧尼ソウジの誦
 經キョウも如く。神の御前ミマエみ々唱るやうふたをわ。ハあさま
 一ちやもいなるを愚オロカたきけやハ。故今くはく祓ハラヘのゆゑよ
 一成考へあやのころを解トクてんやけさるハ既スデく懸居ケル加
 茂モ氏の考。鈴屋本居スズヤノモリ氏の後釋ノチノトクあ皇ミコく。残る隈サカイなくハしむ
 たるやうなれや。たを誤アヤと皇ミコと見ゆる事も。洩ヒラた皇ミコとたが



しき事もたかかろ。成流を汲む徒をわづらふ見せしきく。
その誤るを正し。洩たるを補ひ。よく明らふしきたる。
むらと。先達の為あも。るめたう。ぬわぎあく。中々志
の深きに。あれたるれ。そも。夜を。伊邪那美命。火神。迦
具土を産給へるや。その火。御身を焦せ。御形見苦し
く。をたまる。ふよ。伊邪那岐命。と妹脊のかた。ひも
面あ。たも。ほ。耻。黄泉國。退。たまひ。多。に。火の御
悩。あ。つ。く。を。え。は。ひ。彼。國。あ。崩。た。ま。ひ。け。伊邪那
岐命。さ。ま。が。あ。の。あ。を。は。く。ん。成。も。知。食。む。妹神の黄
泉。退。たまひ。後。御枕。たまひ。方。小。匍。匍。御足。たる

し。か。と。ふ。を。は。ひ。ひ。た。く。な。げ。き。の。れ。み。く。う。る。は。し。き
吾妹を。あ。の。一。兒。ふ。か。る。は。る。あ。や。あ。を。つ。き。ど。わ。ろ。く。れ
や。火神を斬。く。を。れ。を。ち。伊邪那美命の御跡を慕ひ。黄泉
ふ。入。ま。る。ふ。伊邪那美命。あ。ま。ふ。か。を。ぬ。御姿。に。
出逢給ひ。く。宣。ひ。る。わ。が。夫。君。の。命。何。ゆ。ゑ。ふ。う。く。來。ま
せ。る。あ。の。晩。か。を。は。る。ま。れ。を。く。小。黄泉之。寵。を。た。ま。へ。
本國。ふ。か。る。を。か。た。く。宣。ひ。終。る。忽。然。小。見。え。た。ま。へ。
于時其所。く。ら。故。伊邪那岐命。一。片。火。擧。く。み。を。を。け。け
る。ふ。伊邪那美命。を。小。崩。た。ま。ひ。日。を。や。經。た。ま。ひ。御
體。く。は。り。た。ま。ひ。濃。沸。虫。た。れ。た。ま。ひ。は。れ。は。き。は。小。出

身滌被

くちやかたらひたまひし。御靈ミタマの志シをシく顯御身ウツシミとあ
 らまられたまはるをりけ。伊邪那岐命イナハヒノミコトいたく驚き急ニケき走
 歸カヘたまひし。ゆゑ穢國シキクニへ行たまはる。穢ケカレを清めたまはる。中
 へ筑紫の橘小門タチバナノヲトあ。大御身オホミマお著ツクませる物をあやぐく
 脱ヌキ棄ウテたまはる。あれを被カや。穢ケカレとたる物を拂ハひははる。
 ように。次ツギ小門ヲトの潮ウシホ中ナカおかつき。大御身オホミマを滌ツクぎた
 まふ。あれを身滌ミツクと。穢ケカレとたる身を滌ツクき清ツクむるよし也。
 然シカる。伊邪那美命イナハヒノミコトの崩カササたまはるを。或シは此國コノクニあくの事と
 言イハふ。或シは黄泉ヨミお行イきても。死シは。たまはる。あや顯ウツシ
 御身ミマあ。坐イまを。や。い。や。い。ふ。い。も。みれ記紀の意を

よくも辨ワるぬ説セツやもなり。そのい。つ。おや。い。も。ん。お。も。い。此
 國クニあ。死シたまひた。ん。あ。體ミを離ハと。鬼オニの冥土ミヤドへ行イく
 や。い。の。佛ブツ法ポフと。と。後ノチの夏ナツを。い。伊邪那岐命イナハヒノミコト。い。か。
 か。目前メノマヘの亡體ナキカラを。た。鬼オニを黄泉ヨミお尋イねたま。ん。ま。と。黄
 泉ヨミお行イき。い。も。な。死シは。い。た。ま。い。い。も。ん。お。伊邪
 那岐命イナハヒノミコト。何ナニゆゑ。お穢ケカレお觸サたまはる。被カ身滌ミツクを。い。た。ま。は。る。
 彼出迎カニデムカヒく。夫神ウカミと。か。た。ひ。た。ま。い。は。ま。夫神ウカミの走歸ニケカヘ
 給タマふを。追及オヒシキた。ま。は。る。は。ま。い。の。生ユラ平ツキの如ニく。お。ま。い。ま。
 ち。い。づ。寢息ニネませる時トキ。膿ウミ涕ナ虫ウジた。れた。全タテく腐壞クサレたる
 亡體ナキカラなり。い。づ。お神ミカミを。と。寤ユ寢ネの間マ。か。く御姿ミサマを。か。へ

たすまんやいかいれい出迎たするも追及たするも
御靈をかをふ顯したるるふ寝息まぜん體そまや
の亡き御體めいあをける穢い死より起る日のなり伊邪
那美命死たまふをその時黄泉國ふ穢いなりま被
と身滌やをしたるる死穢を嫌ひたまひたりあは
國ふくくをくハ黄泉ハハも濁りてやもその天
原にくくべてもまこ此國中も清しといひかたし清
濁ハ國の美醜のみめく淨穢ハ拘もくもや濁り
る國土やハ界ふ入たちとるるよ望眼ふあれ知れ
したるるを妹神の寝息まぜる穢みそなまてふいか

伊邪那美命
須佐能男命

みりくか凶目汚穢之國みりたてたるりやハれとる
きたままんあれ伊邪那美命の彼國あく崩たまる明證
ありまた後大穴牟遲神黄泉ふ行く須佐能男命の女須
勢理毘賣を率歸りたまるるこやあそその時更お被身
滌をしたるる中ハハ傳もた凶目汚穢之國中宣つて
御言もなきハ伊邪那岐命の故里ハ彼國穢く大穴牟
遲神の故里ハ彼國淨かまハハハ理あるる見たり
ハ黄泉とて死せる人なき時ハ穢とゆるこや疑ひな
れハれとあれく伊邪那美命の黄泉あく崩給るる夏
を知べし須佐能男命天原あく惡事行ひたまるる

よらう^{ハラ}被具^{ツモ}を出し^ハ罪^{ツミ}を贖^{アガ}ひ天原^{アマハラ}を追^オひ逐^{ユラ}せられたる
 るこやあま^{アマ}ま^マの此命^{コノミコト}ハ日月^{ニツキヒ}二神^{ニカミ}おな^ナし給^{タマ}へる珍貴^{ウツクシ}の
 御子^{ミコ}なれ^ナやも^モた^タの黄泉^{ヨミ}の穢^{ケガレ}を^ヲお^シひ^ヒく生坐^{アレマセ}る^カら^シふ^シ然^{シカウタ}轉^マ
 ころ^{サカナワサ}き惡行^{アクナヒエ}や^ハも^モあ^アま^マの^ハは^ハと^ト贖物^{アガヒモノ}を出^タし^ハ被^ヒを^シ
 給^{タマ}へる^ハ後^{ノチ}出雲^{イツノ}の須賀^{スカ}とい^ハふ^ハ地^チ中^{ナカ}く^ハそ^ノあ^マる^ハ河水^{カハ}子^コ身^ミ滌^シ
 し^タま^シひ^ハ御身^{ミミ}お^シ滌^シみ^ハ法^{ホウ}々^々穢^{ケガレ}を^ヲく^シき^キ清^{スガ}め^タま^シる^ハ此^{コノ}
 須賀^{スカ}の禊^{スヅケ}事^{コト}ハ古書^{コノコト}お見^ミえ^タら^ハぬ^ハや^ハ命^{ミコト}彼^{コノ}地^チ子^コ至^キま^シる^ハ
 吾心^{ワカココロ}は^ハか^ク言^{コト}擧^{アゲ}げ^タま^シる^ハハ^ハ河水^{カハ}お臨^ミた^まし^ひく^ハ身^ミ
 滌^シを^ヲく^シ給^{タマ}へる^ハゆ^キ急^{イサ}なる^ハる^ハ出雲^{イツノ}風土^{フツ}記^キを^ヲ考^{カウ}る^ハ須^ス我^ガ
 小川^{コガハ}ま^シ野代^{シノ}川^{カハ}共^ニお^シその源^ノ須^ス我^ガ山^{ヤマ}より^{シテ}出^デつ^ルあ^の二^ノ川^{カハ}乃^ハ

悪園
善園
禍除
福得
被
大上中下
四種あり

内^{ウチ}に^テは^ハ身^ミ滌^シした^まし^ひて^ハよ^ク御心^{ミココロ}あ^まり^ハく^ハく^ハなり^ハ
 給^{タマ}へる^ハふ^くを^ヲされ^ハば伊弉^{イサ}那^ナ岐^キ命^{ミコト}も^モ被^ヒと^ト禊^{スヅケ}を^ヲし^ハく^ハ天地^{ツチノチ}
 小功^{コサト}を^ヲ建^タた^まし^ひ須^ス佐^サ能^ネ男^ヲ命^{ミコト}も^モ被^ヒと^ト禊^{スヅケ}を^ヲし^ハく^ハ萬世^{マンセ}お^シ教^カ
 成^ナ遺^レした^まる^ハよ^クこの二神^{ニカミ}の被^ヒ禊^{スヅケ}例^{レイ}を^ヲ以^テて^ハ人^{ヒト}の代^{カタ}を^ヲか^シ
 して^ハも^モ嚴^{シク}なる^ハ常典^{ジョウテン}と^シて^ハ行^{ユク}を^ヲし^ハあ^まり^ハく^ハ悪^{アク}を^ヲ闔^トぢ^シ善^{チカラ}
 を^ヲ開^{ヒラ}き^ハ禍^{ワザハヒ}を^ヲ除^サき^ハ福^{フク}を^ヲ得^エる^ハ此^{コノ}功^{コト}驗^シこれ^ヲお^シま^シは^シる^ハわ^きを^ヲ
 ひ^きは^ナり^ハゆ^キく^ハ此^{コノ}被^ヒと^ト身^ミ滌^シを^ヲあ^まり^ハく^ハお^シめ^タる^ハお^シめ^タる^ハこの人^{コノヒト}
 ハ^ハ何^{ナニ}の^{ナニ}も^モあ^まり^ハく^ハな^シき^ハ夏^{ナツ}の^{ナツ}や^ハう^ハお^シめ^タる^ハお^シめ^タる^ハ然^{シカウタ}ら^ハ被^ヒ
 ハ^ハ大上^{オホウヂ}中^{ナカ}下^{シモ}の^ノ四種^{ヨクサ}あり^ハその犯^トした^まる^ハ罪^{ツミ}の輕^{カサ}重^{オモシ}お^シる^ハ
 朝廷^{ホホヤケ}より^{シテ}科^カせ^タる^ハ行^{ユク}を^ヲし^ハた^まし^ひる^ハ延^{ノボ}暦^{レキ}二十^ニ年^{ネン}五^イ月^{ゲツ}

十四日の太政官符小定准犯科被事一大被料物二十八種

兼前惡被料物准此重輸今除一被下條亦同馬一匹太刀二口弓二張矢二具以十隻爲

鹿皮六張猪皮六張酒六斗米六斗稻六束鰓六斤堅魚六斤

雜脂六斤鹽六升海藻六斤滑海藻六斤食薦六枚蓆六枚坏

六口盤六口拍十五把枚手六枚料鞆四柄楯四枝長各一文席一領右

闕急大嘗祭夏及同齋月内弔喪問疾判署刑殺文書決罰食

穴預穢惡之夏者宜科大被所輸雜物具如前件官人有犯兼

解見任一上被料物二十六種太刀一口弓一張矢一具刀子

二枚木綿三斤麻三斤庸布三段釜三口鹿皮三張酒三斗米

三斗稻三束鰓三斤堅魚三斤雜脂三斤塩三升海藻三斤滑

海藻三斤食薦三枚蓆三枚坏四口盤四口拍十把枚手卅枚料鞆

二柄楯三枚長各一文席一領右闕急新嘗祭鎮魂祭神嘗祭祈年

祭月次祭神衣祭等事敵伊勢大神宮禰宜内人及穢御膳物

并新嘗等諸祭齋日犯弔喪問疾等六色禁忌宜科上被輸物

如右一中被料物二十四種刀子一枚木綿一斤麻一斤庸布

一段釜一口鹿皮一張酒一斗米一斗稻一束鰓一斤堅魚三

斤雜脂一斤鹽一升海藻一斤滑海藻一斤食薦二枚蓆二枚

坏四口盤四口鞆一柄拍五把枚手廿枚料楯二枚長各一文右闕急大

大政官符

韓神春日等祭、夏、毆物忌、戸座御火炬、刻物忌、女及觸穢惡、夏、預御膳所、并忌火等、祭齋日、毆祝禰宜及預祭事、神戶人犯、弔喪問疾等、六色禁忌者、宜科中、被輸物如右、一下被、料物二十二種、刀子一枚、木綿六兩、麻六兩、庸布一段、整一口、鹿皮一張、酒四升、米四升、稻四把、鯁六兩、堅魚六兩、雜腊六兩、塩四合、海藻六兩、滑海藻六兩、食薦一枚、蓆一枚、坏二口、盤二口、匏一柄、拍五把、枚手廿枚料、楮二枚、長各一丈、右闕急諸祭祀、夏及齋日、毆祝禰宜并預祭、神戶人犯、諸禁忌者、宜科下、被輸物如右、以前被、右大臣、宣稱、兼前、神事有犯、科被贖罪、善惡二被、重科一人、修例已繁、輸物亦多、事傷苛細、深損黎元、仍令弛張、立例如件、其毆

傷若重者、被淨之外、依法科罪、齋外鬪打者、依律科決、不在被限、又祝禰宜等、與人鬪打、及有他犯事、須科決者、先解其任、即決罰、神戶百姓有犯失者、行齋之外、決罰如法、今具奏狀、奏聞奉敕、依請と見え、令集解類聚三代格等、小載せたる、まじみ、此神事、小預り、罪、オホサケ顯露の罰、いはゆる科せ、カミコトふまゝ、カミコトみ至るまゝ、カミコトき、カミコト神祇の嫌ひ、給ふ犯を、カミコトんを、カミコトハ、カミコト幽事、カミコトつ、カミコトま、カミコトか、カミコトた、カミコトま、カミコトも、カミコトは、カミコトたり、カミコトその、カミコトね、カミコトも、カミコトあ、カミコトき、カミコト律の贖銅の定め、や、カミコト述、カミコトかの、カミコト贖銅ハ、カミコト死流徒杖笞の五刑を、カミコト犯せり、カミコトが、カミコト八虐故犯、カミコトあ、カミコトざ、カミコトれば、カミコト六議、カミコトあ、カミコトが、カミコトり、カミコトか、カミコトき、カミコト皇の人ハ、カミコト銅を、カミコト以、カミコトく、カミコト罪を、カミコト贖、カミコトし、カミコトめ、カミコトた、カミコトま、カミコト銅を、カミコト出、カミコトし、カミコトく、カミコト罪を、カミコト贖、カミコトふ

も被物を出し、罪を贖ふも、同一義なり。但上件大
上中下の被り、是れ人その事を犯せしや、あらずとも知もた
る時、科せたまふ法を擧たるものなり。六月十二月の晦
日の被り、亦あらず。天下の臣民、一年の間、知らざりて犯
したる罪穢の法より、たゞんを、神に明らからるるに、あらず
たゞ、免れども、人のえりて、あやのちり、まじきゆゑ、六月と
十二月との二度、官より贖物を出し、臣民の爲、被りを行
はせたまふ。贖物を官より出さるる、罪穢たれ、亦あらずと云事
の知られざるがゆゑなり。かく、あとの二度の被り、朝廷の
是れ公事、亦あらず。都の内、左右京職、亦あらず。行ひ、五畿七道

ハ國々の衙、亦あらず。行ふを、皇々の恒例の行事、亦あらず。臨時の儀
式、亦あらず。ゆゑ、古書、亦あらず。委、亦あらず。載、亦あらず。い、亦あらず。ぬ、亦あらず。
續日本紀天平寶字二年八月乙卯、遣使大被り、天下諸國、欲行
大掌、故也。まゝ、類聚國史、延暦二十五年五月庚午、敕、其左右
京并天下諸國、待大被り、使到、被清云云。まゝ、三代實錄、元慶八
年八月十六日甲辰、分遣大中臣、氏人等、左右京、五畿内、七道
諸國、解除、亦あらず。臨時の被りを記されたり。ゆゑ、年中二度の
大被りも、天下、亦あらず。修むる事を、知、亦あらず。五畿七道ハ國々
ハ、上件、亦あらず。ゆゑ、一國の人民を、亦あらず。國衙、亦あらず。行ふよ
ハ、ん、亦あらず。ゆゑ、あ、亦あらず。さ、亦あらず。國衙、亦あらず。行ふよ
ハ、行ひ、亦あらず。ゆゑ、他の民、亦あらず。郡、亦あらず。修むる、亦あらず。あ、亦あらず。べ、亦あらず。ま
た、亦あらず。ゆゑ、朱、亦あらず。門、亦あらず。前、亦あらず。行、亦あらず。た、亦あらず。官

ふはくまゝ他人その乙穢の所小入く着座しく歸たるハ
その身をおりの穢みく家内の穢どひこれ丙穢と丙
ハ穢きたる本所小遠きゆえその穢同處の者小染むま
小に至らゆるを望但乙穢の人丙の處小入とひ丙の家内
みれ穢る丙を限りにく丁より以下ハたゞ人丙處小入く
も穢とせひこれ穢小際限をきたるも此たりまたとや
を入ても座した小せぬと穢小たるハ式文小謂着座やあ
るこれたる春記小長曆三年十二月八日參督殿而自今日
三箇日丙穢者仍不着座退出參内宿侍源氏物語夕類卷小
源氏の君夕ぐひの死穢みく閑居し給るるを頭中將の訪

ひ來たまはる所の源氏の君此詞小立ちくくこれ小入
たまへやあれたるも一着座したまはるハ頭中將の身け
かゝゆえたる金葉集戀上小重服小たりたり人此立を
かゝまうで來むと申たるをけをけりや端書お
る橘俊宗女の立ちかゝ來たるとあま藤衣ぬき捨ら
どん身ごと思へを詠る歌を載たりも是小同
三年八月五日件小參園白殿之處有小穢事不堂上之由青
侍於門前示之仍入立薛戸作著者懸尻候玉葉文治元
年十月十六日件小大外記頼業來依穢椽端懸片尻三
長記元久三年二月十五日件小泰左府云云作著者皆懸
尻とありなる立なるみなるゆえ小立なるも同く事を
まゝ新儀式小隔牆別門之處雖同處不爲穢や見えく注小

實躬卿
記永仁

一なるあそふたてくれやひるまわが日本ロモトの中國オホミクニの北
 極出地三十度より四十度の間ふたたかきまゝに世界の東
 頭小位ト。東頭即ち万國の首也。大地のものと圓体タマキの環の
 端タマキをききか如くちり物モノをわらひつぐと取トルく中
 と定むんキ。然れども物モノは首尾上下面背の備タマキをめぐり
 ちりれば日本ニッポンの万國マンコク小於る。その首カビたりと更タマキ小幾タマキなり
 丑寅ウツタラシを未申ミツシのわたり長くをひえく。荒波アラナミを四方ヨコナカふり
 らし。そのはまはゆるやに一口の名劍ナノツルギの如くもやま塩沫シホナ
 の凝コゲルり成ナリるわ國クニ中ナカもとひくもつたうめ
 神の造りし靈妙レイミョウの國ありあれを。天津日の大御光人體タマシ小
 も土中ツチナカふも照テルる徹トホり生れと生ナるつぐる人ヒトのその力強
 くその姿カタうるわしく繁シガるを志シげる五穀イハヒノコのその實シかしく

その味アジひうまかきや護ゴる幸サイひ給タマふをれやも神カミの穢ケガレを嫌
 ひ給タマふが々タタられたる所トコロふ。日國ニッポンの御光照徹ミツホトりたまを休やす
 めゆえ小一家イツカをれをその戸内ウチノの人ヒトは血氣ケツキたやろへ天下
 ちればその國土クニツチの地脉チマク衰シふををほりおむもひもけ
 ぬ禍事マガコトのいつく來キる人の家社ホラヤ滅ホるもみどき合戦アヒの
 おもろく天下テンカの亂ミダるもつとるをよまはる多か
 りのこれ日神ニチカミは御光ミツホト小嫌ケガレをりかゆえをり。これやが
 穢ケガレ火ヒを以もつて淨火ジヨウカをぬくふあはや火ヒをたふはくしみ
 穢ケガレさきか照テルるをたまたま入イる日神ニチカミの御光ミツホトぬるを
 その照テルるをたまたま入イる御光ミツホトやひ日國ニッポンの火光ヒカキのた

たを日國の火土を望むこの國の水土なり。この事らうく
喪礼考おひたり。

世の水火の二つふくやうなるものなる哉火國の火光
ぬけをくちん少の衰るんもたやわをたうげや。日の神乃
照しこめたまはる火の光の國のあらんかぎ望む。千万年
も消ざるべきを穢火成以て焼ぬけば人あくの頭腦あや
かりたまふ御光きえん。直日ナホヒの智力を失なひ。和名抄を考
るふ針灸經
云願一名天窓和名阿太万とあり阿太万の天靈の義ふく
日神の御靈の頭の腦あ舎たたまふと望むかくの名つひた
るも此をりる。されば榮花物語ふ教康親王の生れさせ
た事入るこををいる件あかいらたふかかくれをくま
はも一天の君子こそわを。まはめありも日
の御光の舎たたまふゆゑあ頭の堅固きこやを望む。國あ
ハ土中あ志みくちん火氣絶く靈妙の地脈をうくをひ。禍

事のみにく來く種々の罪おくるを。されをけくむを
き穢を望む恐るるを。罪を望むあれう。こ世の人常あ穢
火あれぬやうに心をけけ。萬の罪を犯はるを。古
へ朝廷ミカドの盛んたるを。御代あ。上件あ引く。いなる。如く其
犯あきらうける人あ。罪の輕重あよる。大上中下の被
を科せま。罪を望む人をも。六月と十二月と。二度の被を
せきをたまふ。朝廷上望む罪をむねと彈したまふゆゑ。身
滌ノキの事をい科せたまを。ねやも。身條へ被あむ。したるもの
を。ね。たよ。罪穢のあらん人の被を。したる後あ。ね。
に。被を。あ。あ。の伊邪那岐命の御身あつひる。は。を。

被具ハラヒツモノとてたまへる後ふ橘の小門の潮あくるをきり給ひ
 須佐之男命の被具を科せりけり出りたまへる後出雲の
 須賀の小川あくる身滌りたまへるやどをたゞふたゞこれ
 のみならず萬葉以下の歌集物語をいひもみそぎの夏を
 いたる枚擧ふたへびその内齋宮齋院の御禊をいひの如き
 大をたわやけだりし事ふもあまされたわめさのみれ
 禊ミソギの私シに修シむるわがふり、下件小引りの履仲紀の出於長
瀬崎令被禊とありの公より科
 せたる事のやうなれど當時のいまど法制もきりやの
 の建さるし世なれば被の公より科せ禊の私に修むるを
 といふもいひだもた、
 被の如く公より科せり律のあ
 かりの被の罪過ふつぎる公より罰したるふ
 けりをや、
さりの被の罪過犯する身を悔くみそぎし身
 禊の罪過犯する身を悔くみそぎし身

五行相刻説

心を清め、向後を改むるわきわれの被の
 公よりつぎ禊の私よりつぎまやまをたゞ
 みれ火より起る火の穢るみれ死より起る穢るそのつぎ
 への道をたゞ玉葉建久二年六月廿九日の件に於六
 月被者必可修之事也先年故恭親朝臣云夏者火也秋者金
 也火能刻金仍夏秋氣節相改之時天氣相亂人氣相互人成
 病世招灾因茲金火相刻之時故修解謝之法云云是故人之
 傳無辨知之人由所談説也以之思之万人必可修歟たゞの
 如く陰陽家の五行相刻の説のみならずのつぎ
 き事の限ふあつびや今古への御政たゞる人の被の儀式
 たゞを公より科せたる事にあつねのつぎ

かゝ心を用ひく穢お觸きたるや朽ももん時ハ罪を犯
 さげやもまゝ穢ハたゞと朽ももんやまきも罪を犯しぬを
 必以祓禊を修まざる。後具ハ延暦の御定をくも身の
 やふ従ひく出。祝師をよびく後詞を讀しめはく後ハ海
 河おかつきく身滌をたぬる。志るせん。扱けたる火の御
 光再び照徹。禍津日の荒びなくあま。禍惡去。直毘の
 御靈幸ひく福善のみを來るるき。

世人の天罪國罪を犯し事の原ハ死穢お觸た。等閑ハ
 うち過く。祓禊を行ひぬよを起るを。その内やく穢あり
 家の火を喰へるや。穢あり家お座たるや。共お朽を事

のやうなれや。座たるハたゞその穢の衣服おはるのみ
 かりゆえお。祓禊やく清めらる。たゞ火を喰たるハその
 穢の皮肉の中お志みつりゆえお。此も祓禊やく清まらる
 されやも。座せらふく。ふく。つや朽もく。あれを除
 かん事ハたや。ら。や。知る。故自喪お遭た。んハ
 座たる。ゆ。ゆ。か。ま。た。あ。喪あり家の穢火もく焚た
 るものを喰べ。但死穢の有無ハ尊卑の別なく。つ
 こふも明ら。ら。や。わ。ざ。れ。ハ。犯。せ。ら。や。即祓
 を科せらる。れ。や。も。朽。も。か。け。ぬ。事。や。竈の穢も
 むを知ら。食物を炊。嬰たるを喰ひたる類の如きも。いみ

しき穢チゆく。一度咽を過スし、その穢身チふしみのごと
 したた。故六月十二月の大祓あり。高津鳥乃災
 中いふ罪條を擧テられたる。あつた高津鳥のその夏あつた
 を類推チされ、常ふ朝夕竈を清め、火を鑽改チむ。火を改
 め、事ノ害ノあつとく。改火のわざを更ニ行ハす。所
 もあれど、荒涼たり。淨穢チを論テむ。漢土チも、
 四時の改火あり。周禮ニ司燿掌ニ行火之政令ニ。四時變國火チ以
 救時疾チと見えたる。但彼方ニ火を改むルハ皇國ニの如く、穢
 を慎ミむゆゑ、隋書ノ王劭傳ニ古有鑽燧改火
 之義ニ。近代廢絶ス於是上表請變火ト曰臣謹案周官四時變火以

救時疾チ。明火不數變チ。時疾必興ル。聖人作法チ。豈徒然チ也。在晋時有
 以洛陽火度江者。代々事之相續チ。不滅チ。火色變青。昔師曠食飯
 云。是勞薪所爨也。晋平公使視之。果然。車輜。今温酒及炙肉用
 石炭柴火。竹火草火。麻荻火。氣味各不同。以此推之。新火舊火
 應有異伏。願遠遵先聖於五時取五木。以變火。用功甚少。救益
 方大。縱使百姓習久。未能頓同。尚食内厨及東宮諸主。食厨不
 可不依古法。上從之。と見え、
 宋史ニ趙師民改ニ火の事をチ變セむルを
 時疾チのよきとされ、死氣及汚物小
 り、その火は穢とちゆゑ、知らしむる
 説あり。火ハ火神の靈ニをチ穢ス氣チたスをチれハソト也

大正新中抄卷上

まゝ改めば、あゝ事なれば、理なれども、やゝも
 ほど、思ひかけぬ穢ふまゝ、あゝかゝふ、そ、浅むれ、朝
 夕小竈カマドをは、ひ、火を改、清られる、薪ふ、火神の靈
 を迎ふ、あや、漢人の物の理を、まゝむる事、い、や、
 う、これや、正しき神代の傳を、まゝゆゑ、更ふ、淨火穢火の
 わいた、あゝ、ら、新火舊火のけぢめの、い、か
 ら、終ふ、食物を焚く、薪、車輜を用ひ、や、の、ま、た
 信、帝遣問、膳夫、乃云、實用、故車、脚、奉、世、伏、其、明、識、と、あ、り、小、依
 皇國、あ、て、い、い、ふ、ま、づ、し、き、民の竈、あ、も、か、く、る、木を、然、り

オホニクニ

晋書の荀勗傳、帝坐進飯、謂在坐、人曰、此芳薪、所炊、咸未之

事、れ、竈、を、い、神、と、や、ま、ひ、く、ソ、た、く、尊ウツむ、ち、う、い、ち、を、
 竈、ハ、和名抄、四、邑、字、茲、云、竈、和名、加、萬、炊、爨、處、也、と、見、え、く、
 食物を、煮、る、所、を、い、万、兼、集、ふ、可、麻、度、系、播、火、氣、布、伎、多、豆、受、
 と、あ、り、可、麻、度、や、ぐ、竈、所、の、義、あ、く、處、字、ハ、あ、り、も、无、も、同、
 伊、呂、波、字、類、抄、金、カ、マ、カ、ナ、へ、と、二、訓、を、つ、け、た、り、所、見、え、
 也、釜、ハ、和名抄、古、史、考、云、釜、和名、賀、奈、閉、一、云、未、路、賀、奈、倍、
 と、あ、り、の、事、あ、く、物、を、入、せ、煮、る、器、ふ、賀、奈、閉、と、い、
 今、世、ハ、用、都、比、と、い、久、度、と、い、但、用、都、比、ハ、神、樂、
 竈、殿、遊、哥、止、と、戸、川、比、枕、草、子、ハ、内、膳、御、へ、つ、ひ、り、奉、
 全、舞、の、事、ハ、あ、く、ひ、い、ひ、の、竈、ハ、後、の、久、度、ハ、竈、の、
 竈、の、穴、を、あ、け、た、り、一、種、あ、り、の、穴、を、久、度、と、い、ふ、和名、
 抄、小、憲、和名、久、度、竈、後、穿、也、と、見、え、竹、取、物、語、ハ、か、ま、と、三、
 重、あ、り、と、云、く、云、く、を、あ、け、と、見、え、た、る、と、い、れ、煙、め、き、
 たり、と、い、竈、の、事、を、久、度、と、い、文、德、實、録、小、齋、衡、二、年、十、
 文、德、實、録、小、齋、衡、二、年、十、

の證宮内省式小御并中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野
 御害神料雜物云云大藏省式小御此文見ゆとありゆく知られたるは
 てこの式小平野中のるが即大八島竈のちやちりゆか
 ちるゆえゆくあ浅平野といふや考る小神名式小平野
 祭神四座と見えたるは此四座ハ文德實録の仁壽元年十
 月乙卯の件小遣使者於平野神宮策命曰中畧是以正三位
 今木大神イマケ波ハ從二位ハ正五位上ハ久度クド古閑等二前神ハ波ハ從四
 位下ハ合殿坐アヒトニマ源ハ比咩神ヒメカミ波ハ正五位下ハ乃ノ御冠ミカヅリ仁ニ上奉ウケタテマシ利リと見
 えたる神返の御事ゆくその内たる久度神クドが即竈神ゆく
 ねる事上件の細注小引たる和名抄竹取物語等の

文をあもせし知る但同一竈の内ゆも後小穴あもる煙
 の立のゆるやふはゆるるを久度クドやゆふこの久度クドの竈
 をするくハ大八島と稱イ王文德實録三代實録なる大八島
 竈即これ也竹取物語小又人申やう大炊寮のゆひか
 屋のむねゆらくの穴あゆふ燕ハ巢をくひ侍るそれ小ま
 めれらむをのちやもはぬくまり里くゆくらをゆひあひ
 てうかむせん小そこのはるくらめ子をうまはる先
 やハ中畧あうらふ人をのせしはるあひさせく燕の巢小キ
 をゆりゆれさせくはる物もちや申ゆ小中納言あ
 しくさぐれハたきれ里と腹立たるれがう里ねるふらん

ふとくおれのがまてうけぐらんやのたまひく籠ふ入つ
られのわまてうけひ給るふ。養尾をけけいたく先
ぐまをけふあませく。手をけけ。びくけぐま給ふふ。ひくめ
るものまをまけるやま。わき物ふきをまたり。今いれらるる
よ。翁いえたりやのままひく。あはまりくまぐれらゆんと
て。綱を引きぐく。綱たゆるとま。やまのめれるのうへ
ふ。のけさほふち給るや。あるい。八島竈ふかけたる。釜
のうへあや云事ひく。これも即大八島竈たり。天智紀ふ。大
炊省有八鼎鳴とあるい。八鼎やぐく大八島竈神八座ふ當
るたり。はれば八座い八釜めく。八竈ふくけたる。釜のこや

ちをや知るな。袖中抄ふむろのやま。やの下野國の野
中ふ島あま。俗いむろのやま。まをぐく。むろい所の名。
その野中ふ。志みけの出るけのたらが。煙ふ似たるたり。こ
れい能因が。坤元儀ふ見えたる。なま。ま。法性寺殿内大臣。
時の歌合。構津。たえま。たくむろのやま。のま。ま。あま。か
か立ま。あま。戀もま。あま。判者基俊云。たえま。むろの
やま。のま。ま。あま。や。のま。い。つ。お侍るま。き事ひく。
むろのやま。ふたえ。火をたくや。何お見えく侍るふ
か。むろのやま。ま。い。事二あま。一あ。下野おむろのや
ま。ま。い。所あま。今一ツ。人の家ま。あ。か。あ。ふ

むろぬまたるをよかんやを。或文み見えたるハ。ソツとふ
よきてよまれたるふか侍らんたをひつ法とみくもたえ
びたくやつふ事まゝ見え侍らび志うあれをふや。惟成が
歌やも風ふけのむろのやしゆのゆふとま。心のうちみ
立ぬるうれ。とよなるもたえはきたる火やの聞え侍
らさめ。中私考俊頼歌云。はらひまをむろのやしまのこ
はら火ふ身のたまをらんわや。法志るかれ。志のうたハ。か
まと法むろはやしゆとよみたるあや。志を法のはらまを
の夜あれりのけをたかま。とよのまをはらへつ。たきとり
置く。それが消えきえぬはらへつ。吹のま。あらん。はらま

やを見る事の侍らごうや。たへへむたうみちのやれ
る事をかまごふく法らま。つるあや。くわくわ。たつぬへ
しや。い。る。ま。の。こ。の。竈。を。や。し。ま。と。し。つ。の。も。や。平野御竈
の名みく。朝家のみは。稱。な。ま。を。ふ。色葉和難集ふ。大葺會の
行幸あも。かまのわ。ご。を。は。や。し。ま。の。わ。た。ら。や。つ。ま。を。ま。
とい。な。と。ハ。平野ふか。ま。ご。ひ。忌火庭火の御竈をも。後あハ
ひ。つ。の。ふ。ね。く。と。な。く。八島や。ひ。ひ。た。ま。が。民間ま。でも。た
よ。び。く。な。べ。く。の。竈。の。ま。や。な。れ。ま。と。た。も。た。れ。た。ま。さ
と。ま。ま。や。の。窓。の。あ。る。ハ。八島を。り。其外を。ハ。八島といハ
ふ。べ。う。う。び。ま。く。此三前の御竈の事とも。中古の書あ。く。委

見えたる。中右記の寛治八年十一月十一日の件の
裏書云長徳三年三月廿一日。藏人信經私記曰今日雨降。又
遣宮主令奉御枝柳厨子所仰詞曰陰陽寮依例奉仕癸御祭
而月來之間奉仕之勤不如法也。此由所不知食也。爰日者御
膳非例仍令占申之所御竈神崇之所致者。此由可被申者兼
信奉宣旨向彼司奉仕御禊還泰令奏聞云云。内膳司御竈神
三處也。一所平野。件癸御祭奉仕之神也。一所庭火。是尋常御
飯奉仕之神也。一所忌火。是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也。而癸御祭不如法之由欲被申之所件平野神无
在。仍召問司官人申云件神圓融院御時爲人所盜取。依件

神事日朔日奉政以後納置内膳御戸宅内是有事危之上依
无神殿也。因之日來於庭火御前奉仕件癸御祭云云。やある
これ也。但平野御竈の癸御祭の神もよよみわかれ
ハ誤ちと庭火御祭も癸御祭も預給なり。中右記の文ハ癸
御祭奉仕の平野の神ハ圓融院の御時盗み取と云々
まねぬよよ庭火の御前も平野の癸御祭を行ふたも
ふきたれやも陰陽寮式小庭火并平野竈神祭坐内膳司神座十
二前各六云云。右毎月癸日之中擇其吉日祭とあれハ文徳
小よりの式小座内膳司とありハ後小遷されたるもや。平野
のまねぬ庭火もねぬ癸日の御祭の行つてしや知

癸日小祭りハ竈ハ火を焚く所なるゆゑ小水を以て
 これを鎮むる五行の説より望くもせめたる陰陽家の祭
 たる故小陰陽寮小忌火御竈小癸祭のたまふワカあや
 けふふこ新嘗祭神今食等のもとも尊とき神事の時の
 み用らる御竈なるゆゑ小陰陽家の漢祭を以て用ひ給ハ
 きりたり日本紀畧天徳四年内裏焼亡小天皇遷御冷泉院
坐内膳司忌火庭火等神遷冷泉院内膳と見え
次文小平野謂釜二口也庭火謂錡一口也奉秘院乾方新屋
庭火平野別々屋也安置之後宮主申祝詞とありふ依れ
平野忌火ハ同神小やと思ひるれと釜二口とありハ一口
ハ平野一口ハ忌火なると上小忌火といひ下小平野と云
て互文小せささ忌火の神今食奉仕の神なり小就く按ふ
るものなり今食ハ今水と訓む今ハ新也貯置る粟を新小磨て米小した

るを今磨と云其意さく新磨の御食の意なりと云今毛人
 やいふ名も今食ふよりの名あやと玉勝間ふいへる如く
 たりと云釋日本紀小引く私記小古者謂木為介故今云
 神今食者古謂之神今木矣と見えたり玉勝間の説小符ハ
 且これ小依り考る小神名式の平野祭神四座此内たる第
 一の今木大神ハ即この忌火御竈を祭するあやあらん然
 る小八島を以て上件小いを望み如く平野とも稱るを忌火
 を以て然りたるあやの聞えぬ大内小くも忌火ハ御竈
 御竈ヤ〜いみ清めらるゆゑ小昔やありわたの忌火
 やいふ御名の傳る今木ヤいふ御名ハ傳らぬふも

やあらん。但三代實録云、貞觀九年、庭火、皇神從四位下
お進みたまはるるをねもへむ、あはれをももも尊き神の如く
おれど、いひやひふく、これまゝ御位を授たまへる例
ひつと、あはるも、三處中も、お同じき儀、このみかゝるなき
おあはれ、もゝゝの脱字のあはる、あや、續日本紀の、天平三年
正月乙亥、神祇官奏、庭火御竈四時祭祀永為常例、と見え、
こゝも、忌火の載られざる、庭火と、いひ、おれ、る、あや
まも、ひふ、る、あはれ、忌火の、かた、い、も、と、より、四時の祭祀、お
預り給ふゆゑ、お、これを除き、庭火のみを、天平三年、お、
奏したる、あも、あ、る、る、あはれ、も、い、證、お、たま、か、た、四時祭

式の神今食の條、忌火庭火祭云、右大殿祭畢、宮主於内
膳司行事まゝ、新嘗祭の條、忌火炊殿祭云、右新嘗祭時、
先新造炊殿依件鎮祭、宮主行事まゝ、毎月朔日、忌火庭火祭、
中宮東宮、庭火准云、右宮主於内膳司行事とあり、みれ忌
之、但忌火、不祭。
火を、上、と、く、尊、ま、る、く、は、ま、る、く、こ、も、お、毎月朔日の祭
お、忌火を、中宮東宮、あ、祭、に、給、ま、は、る、も、神今食新嘗の
み、お、用、ら、る、御竈、あ、朝廷の外、その祭、あ、る、る、あ、る
物、お、あ、は、る、あ、る、上、件、お、引、く、る、三代格の中、被、料、物、の、件
お、忌火等、祭、齋、日、と、い、へ、る、お、依、る、も、庭
火、平野、と、い、ひ、忌火、を、旨、と、され、は、建曆御記、お、竈、神、行、幸、他
せ、ら、る、趣、あ、る、を、知、る、
所、之、時、中納言以下供奉、最、可、為、靈、物、女房、不、忌、之、男、主、上、之

外不沐浴也。四五破但指合用之不可説物也。と見えたりか。
 忌火御竈あり。いふ年小二度々三度々の御祭の外用ら
 せぬゆゑふさのみ損むるもたなく。且朝家累代の器あり。
 主上親御の物をいふ。御代始ちいふ鑄改らるる事あり。
 らる久く傳へる靈物とおもはれたる。御記の御説の
 所小行幸の時もりたせ給ふ例あり。西宮記小内膳御竈神
 奉辻他所夏以生絹履上衛士八人昇之宮主解除納言一人
 弁外記史以下供奉と見え。小右記の寛弘二年十一月十
 五日の件小内裏焼亡云云。主上御神嘉殿者十七日今夜亥
 刺奉移御竈神中納言隆家従其役ま。玉葉治兼四年六月
 二日癸未天晴卯刺行幸於入道相国六波羅別業中畧次内
 侍所中畧次御竈神あり。次小平野御竈ハ日本紀畧の永觀元
 年十月一日の件小内膳司平野庭火御竈オシカマカヤ被盜取了とあり。

上これ上件おひく。中右記小圓融院御時爲人所盜取と
 見えたりや同時のいふ也。同書の十二月廿五日の件小内
 膳司平野庭火御竈カマ如元置本司件。釜先日被盜取畢仍新所
 鑄也。と見えたり。いふの時法いふ古物の失ウセたりをいふ。
 但平野御竈ハ忌火の如く古物を用ひるゆゑも庭火
 ハ御代いふ鑄らるるゆゑも古物小あり。其
 の事次小いふ釜をいふ釜といふかきたれども。実ハ
 竈なり。當時いふ釜を加万ともいひたり。次小庭
 火ハ内膳屋の庭丹ハシ小居く御饌のものを焚き調ふる竈を
 るゆゑふ。これ名あるやあらん。さればいふ御即位の
 時これまぐ東宮あり用ひさせたり。御竈を内膳司小
 渡りをもとげせたり。いふ。脱履の御時司上皇仙洞ありた

せいのせたまふ例あり。元經記の寛仁二年四月廿八日の
件小亥二點還宮。太皇太后宮令同與給。以同刻奉渡御竈神。
奉遷内膳。小右記の延久四年十二月廿一日の件小亥
刻有院廳始。子刻被渡内膳御竈神。別當頭綱朝臣判官代忠
季主典代藏人公文等。向彼司奉迎之。山槐記の治承四
年四月廿六日の件小。今度被奉渡御竈神於大内。云云。中畧
新院御竈神。今夜同自大内。内膳被奉渡院。當今坊時御竈神。
御坐于閑院之内膳。新院在位之時御閑院當今儲貳之時御坐此所也。自件所奉渡大
内。而新院御竈神可奉渡之處。无其所。雖尋先例不明。廻今按
奉渡前坊内膳屋了。令渡替給也。以内裏御竈神奉渡院内膳者。可

有其障。以院御竈神奉渡前坊内膳屋。不可有事。忌之由所存
也。別當右中辨兼光朝臣主典代廳官以下等。泰向皆步行供
奉之人。夫又雜事。一如内裏儀。葉黃記の寛元四年四月
廿九日の件小。抑竈神祭。自御在位之時可有之。脱履以後院
司泰向。自内膳屋可奉渡之。本朝世紀の康治元年十月
十四日の件小。坊時御竈神。自三条殿奉渡土御門皇居。權中
納言重通卿。右少辨同忠頼。權少外記中原景兼。右少辨中原
義兼。及諸衛等供奉。先於仗座被定日時。又内膳御竈神被奉
渡新院了。とある。御生涯さあしめり御饌を焚く竈のこ
みくこれ庭火をさる。されハ庭火のこハ御一代小ひや

つら必以鑄造らるるものちりあや上件ふひひの葉黃記
の寛元四年四月廿九日此文の法きも近來公家竈神御
釜シトケ无新造之儀累代同物也最无四度計シトケ更欵今依不可黙止
有新造也後堀河院御時雖有此儀遂以无沙汰と見えと
ハ新造ハ古例とハおもハもハ中右記の文ハ依ハりハ小忌火平野
ちりあ尋常御飯を奉仕の竈ハふハ鑄改ハるハくハやハちハ庭火の新造
く損ハりハやハけハるハれハたハるハをハかくておもハふハ平野社ハ
上件ふハひハ如ハくハ第一第二の神ハ殿ハやハもハ小御竈の御靈を祭
せりあやハやハちハわハるハれハ第三の神ハ殿ハちハりハ古ハ開ハ神ハもハり
くハいハの庭火の御靈ハあハらハわハあハや御名義庭火御竈ハ
天子御一代ハふハひハやハらハけハるハ必以造らハるハ例ハちハりハゆハえハ小崩

御の後ハの御代の庭火を別所ハ小藏ハめハれハくハこれハをハ古ハ開ハ
やハひハ欵ハ古ハハハ舊ハちハんハ開ハハハ用ハちハきハ器ハをハ阿ハ支ハモハ能ハやハひハ
阿ハ支ハゆハ空器の更也然ハれハやハもハ決ハめハくハひハひハかハたハり
平野神社の御事と中右記の説との然ハもハやハちハわハるハもハらハ
小執ハくハ試ハふハかハいハるハせハるハれハ見ハんハ人ハちハわハ古書ハをハ
ハハハハハハハハ正義をハもハとハむハるハはハのハらハ増鏡の寶治
二年十月廿三日の件を見ハるハふハ二條油小路ハとハ火出来ハ
閑院のつハいハきハ法ハ存ハれハハハ内膳屋ハやハけハ神代ハよりハつハれ
まハれハ御竈ハもハやハけハるハこハちハをハれハるハハハやハあハらハまハるハ事ハふ
ハ侍ハと見ハえハるハれハのハ時忌火も焼損ハ給ハるハ然ハも

奥津日子神
奥津比賣神

やもそのを至も焼損し給なるのこゆくあためこちく
せもそのたまをばそまをそれたぐくちを残らせたま
るるごいやたふときまこ右ふつたの三神の外やも大膳
職式小竈神四座竈神四座まこ大炊寮式小竈神八座まど
あつら別ちも竈とも小ちんはく古事記小次御年神又娶
天知迦流美豆比賣生子奥津日子神奥津比賣命亦名大戸
比賣神此者諸人以拜竈神者也とありく傳ふ此小竈神と
いふ比古神比賣神二柱を比せりかまこ比賣神一柱り
けごめりけ。舊事記あり此二神者とあれど例のよま
るんき例あり且大戸てふ名も比賣神小のあれ竈神
いこの一神をのこつらさんどを定めがくくごあ

ゆも世俗の謬ふ竈神の女神をまも云くのあり漢籍
あもまのつらるるあると出たりかまこ古りの傳
かつらふまれ諸民小炊爨食を教へ給ひ功あり神たる
なごやつらるこの説ふまこ被記の文脈を考ふ竈神
ハ決ち比賣神の一柱なり上件ふつら小擧たる如く
大八島忌火庭火ハ共小御竈を神とて祭るこの比賣神
ハ炊爨のわを掌らふゆ名も竈神といふるゆ御竈を
即竈神と稱たるやその義別をまされが平野社の第一
第二第三の三殿の神も大八島忌火庭火の三神ちん
あハ第四殿の比賣神といふハ大戸比賣神ちんこ決
ちるるや二十二社注式二十二社本縁等の平野社条

み常少の仁徳天皇の垂跡と申は、い古傳を失る
る説をれど、仁徳紀小四年春二月詔群臣曰、朕登テ高臺以遠
望之、烟氣不起於域中、以爲百姓既貧而家无炊者、朕聞云云。
三月詔曰、自今以後至于三歲、悉除課役、息百姓之苦、中畧是
後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌徳既滿、炊烟亦
繁、これをよめる歌小、高殿のわらへ見れば、天下四方小
々々と今ぞ富ゆる。延喜六年小、左大臣時平平野の寵神
たりといふ古傳のゆへ、小殘をよまるの炊烟の故事
を附會し、仁徳天皇を祭れるともいひまる、いんん仁徳
天皇を祭るといつへるゆへ、いつしこし此社の寵神ゆへれ

ヤカツカミ
宅神
寵神也

しまりしやしちしるし知るもややもかく朝廷の御
寵をやんごとちき物ふたやひたまるの命繼食物を
焚く所をれをあらりされいの朝廷のみ事あらあ
らび上中下れるたる重くあがめ祭る朝夕を焚く薪と
火とゆ心を用ひ穢をまやうみまる神祇令は季其月次
祭の義解小即如庶人宅神祭也とある宅神を貴嶺問答小
ヤカツカミと訓上土御門院御集小かく木のも上の下
葉を折しまるやうと神を祭る比哉宅をヤカと訓、源氏
の東屋ふやうの巽の
此宅神即寵神ゆ家毎ふある寵處の事なり木工
爲忠朝臣家百首小神祭を爲隆をかくをのやひとる
をたをとつやうのへつひふまるへつるれとある神

祭も家神祭なり。やどのつ修いとあり。あく知る。忠見集ふ。四月家の神まつ。年ごとく。みまのらん。ひき。おを。見む。いたく。か。その證ハ。明月記の建

久十年四月卅日の件。今夜家神祭。中畧。件。竈神。日來座坊

門去廿七日渡此宿所。坤方了。と見え。とる。ゆ。宅神の竈神

を。明ら。を。拾芥抄。祭宅神吉日と。日。載

見集。明月記等の所見。四月を。此月。祭。や。あ。ん

爲。忠朝臣家百首。或。卯花。を。あ。或。卯

月。歌。を。載。あ。か。世人常。竈神を浄め

齋。火穢を犯。伊勢。火を忌む。伊勢。門人。橋久。要

か。見聞。を。を。正。十一日。泰宮。當。た

神宮。参勤。を。見。九日。十日。十一日。別火。を。食。更。他

淨齋
火穢犯す

善後
悪後

ろ。煮。焼。た。り。食。物。を。ぐ。棄。る。器。物。を。洗。ひ。浄。め。火。を。改。む
る。也。こ。れ。を。火。替。と。い。ふ。ま。月。水。を。見。る。婦。人。ハ。其。日。より
別。火。を。食。ひ。七。日。小。至。里。を。髪。を。洗。ひ。水。小。あ。び。さ。後。八。日
火。九。日。火。十。日。火。と。い。ひ。て。日。毎。小。火。を。改。め。十。一。日。小。至。里
本。家。の。火。を。食。ひ。せ。泰。宮。を。ゆ。り。也。七。日。ま。ぐ。の。居。所。を
假。屋。と。い。ひ。八。日。上。里。後。の。居。所。を。過。屋。と。い。ふ。ま。土。人。宮
川。を。わた。里。他。所。の。火。を。く。へ。旅。火。と。い。ひ。三。日。の
間。別。火。を。日。數。終。本。家。の。火。を。食。ふ。也。火。の。嚴。重。な。こ。と
か。く。の。こ。と。一。里。か。を。里。小。を。行。り。れ。び。せ。め
て。い。の。れ。小。依。り。心。を
用。い。も。の。せ。ま。や。く。と。さ。を。

善後悪後の事。く。い。る。もの。を。これ。を。辨。へ。た。り

て。い。後。の。深。き。旨。あ。る。を。れ。が。こ。う。な。れ。ば。また。い。も。ん。や。い

上。件。小。ひ。々。延。曆。の。太。政。官。符。小。大。後。料。物。二。十。八。種。云。云

の。注。小。兼。前。惡。後。料。物。准。此。重。輪。今。除。一。後。下。條。亦。同。の。文

を以てたもふ小大上中下の四種の物のみれ善後小用る
 料ありし水小准る悪後の料をも今まづい共小同く料
 せられたまども此度改るたが善後の料物のみを輸さ
 め給ふ故小今除一後といふるを官符小善惡二後重料
 多事傷苛細深損黎元仍今馳張立一人修例已繁輸物亦
 例如件ありを并せ曉るなりこの一後とありい大後
 の内小く善後小對ひたる悪後のこや也下條亦同とい上
 中下の三後あり善後惡後あり是も亦同トく惡後の一
 後を除くといふるなりかく後小善惡の二つあり車ハ
 神代紀小見え一書小已而科罪於素盞鳴尊而責其後具
 是以有手端吉棄物足端凶棄物一書小以手爪爲吉爪

棄物以足爪爲凶爪棄物乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭
 而宣之焉世人慎取已爪者此其縁也と見えざるこれ起
 せりもやををる吉凶も善惡も共小ヨシアシと訓む棄
 物ハ後具たり忌嫌ひく後ハ棄るりの
 善後凶棄物ハ惡後小ありたるを
 此の二つ小見はたるハハありゆゑををり日本紀
 の私記小允解除之道必有兩種吉凶是也吉解者是招禱吉
 事也凶解者即除却凶事兼招吉事中畧解除之道闕一不可
 也故兼用吉凶二解也とありか如く罪穢あり人小公トを
 科せしその罪穢を除くめりる惡後あり惡後をりり
 後吉事を招禱せんが爲小ま科せりか善後あり河海

小臨みく。水滌を修けり。此の善後子属く。この
ゆ名
身滌の事と善後との事。建久行事記。惡後勤仕
次吉被勤仕。御麻奉とあり。善吉とかり也。ま百練
抄建久四年二月十五日諒聞終。由被也とあり。台記の久安
三年九月十七日の件。傳聞去十一日夜。外祖母入威。於
河原行由被。春日若宮祭也。由被。即善後也。同記
治九府外祖母。喪小遭。由被。修。由被也。同記
の天養二年九月一日の件。依天下不淨。御燈。由被。あり
待賢門院崩御の觸。依。三日の御燈の爲。由被と
行。善後を由被と。かひりあり。されば。た。善後
を行ひた。水滌をせ。身心やも。清。と

この事上件ふく。履仲紀五年。小車持
君。罪あり。被を科せ。件。負惡解除。善解除。而出於長
渚崎令被禊とあり。
因ふ。長渚崎。今津國河辺郡。今
合類節用集。長渚濱。拱州河辺郡。今

云川尻と見え。公夏根源の七瀬御被の集釋。此小記
た。を洛中七瀬。田蓑島河後。横津大島橋。小島山城。佐久那谷。辛崎
フハ。難波。田蓑島河後。横津大島橋。小島山城。佐久那谷。辛崎
近江。コレヲ大七瀬トモイフナリ。とあり。長渚を河後。小改
り。命だ。長渚。あ。津國の。日本紀通證。相摸集
き。命の長。さ。ひ。け。を。祈。ふ
長渚と。の。を。川尻。大七瀬の其一
あ。上古。の被所。を。但伊呂波字類抄。載たり。
七瀬の。川尻。を。惡後を。後。書
か。次第の正。善惡二被と。官符。見え。吉棄物。惡棄
物と。神代紀。あ。か。如。字の順。志。の。み
く。ま。の。惡後を。後。善後を。い。き
あ。と。み。毎年の六月十二月の晦日の大被。大嘗祭。つ

きての大被をよの如き罪穢たるふあをよのふ夏の知と
 けの善被のよを罪穢を犯したる事の明く知と
 らふその人ふ善惡二被とも小科せらるる事を望し
 延曆官符よをよも善被のみふを望し百練抄小建文四
午諫闇終由大被也とありが如きも諫闇とて
年三月十五日壬
 て吉ふかへる時をゆふ善被のよを望し
 或問云朱雀門の大被へもも親王以下百官以上の集會
 めく農事ふたづはも民ハ一人たふづあを望し
アハナチニツウメハナチニキマキクササ
 小天罪の中アハナチニツウメハナチニキマキクササ畔放溝埋樋放類蒔串刺をよの田地ふつと
 ての罪を擧られたるふはもかぬ事を望し
 上代の律令を望し
 へ上代の律令を望し

農事をいやをふもせぬ王臣たちも耕作ふ属たる事と宣
 聞しめたるふハ律令を虚文ふせらるるやふものなる
 びやいやふかるといふはたのれ答といふと後世
アリサマ ナツミ ヲノカミ
 の形勢アリサマ ナツミ ヲノカミふ泥る當時の模様ふらまよ望の疑を望し故今く
アケシラフ
 論べらるる上代ハ貴賤の別を親ミツカら耒耜を把
スハカミノ
 田畠を耕せし故小延喜式の詔詞を皇神能御刀代乎
ハシメテミコタナオホキミタチオホキミアノミタチオホキミタカラノトリツクラムオキツミトシハ
 始氏親王等王臣等天下公民能取作奥津御年者云云の取
 作の二字オホキミは親王以下小係たるを以ても知べし
オホキミ
 皇國のよを漢土もよの同くかをよを望し
 か中ふハ文武の業をよ公オホキミは望し士もあをよを望し

かけまくもかゝるき三種の神寶カムタカラも其外モも金銀珠玉のたぐひの名をまよとせしめられずその原モトの耕作タカシの人の事をわがうらまへ種々の物の名目とせしめたりけし江家次第の改元の條は囚人の罪を赦たまふ事を載せしる件ハ召出テ囚等ヲ仰テ之ヲ看督長作法ニ仰テ云依其事殊ニ以免給ハ各罷還ニ本貫重犯不奉仕ナリテ爲公御財御調物備進ニ礼トありこゝかく獄舎ニ繫レられたる犯人ヲれども今その罪を赦し本貫ヲふくむたまふたり今日よま心を改めく公の御田族カラやかり耕作ノ力ヲ盡シ御調物備へ奉れと仰せり詞をレまよも財字ハたかく訓を借さるのまをレ古事記傳ニ小

この公御財オホニタカラの字ハよまふ大御寶オホニタカラをまよひたるハ多加良の訓義ヲまよひくおとせし得レざまよひ誤ル本末ヲをたへたるものたまふ民を美多美ニタミと訓む上の美ニの御をまよ下の美ニの持ニたり母知モチを約ルは美ニとせり是ヲたり山津見綿津見の見ニも民ニの美ニも同シく萬葉集ニ御民吾ニタミワレの約ル持ヲをまよ志るあハ公の御田オホニタカラを給テ持テたる義ノ言ハめく大御田族オホニタカラの大御も御民ニタミの御ニも共ニ民ノのカこハ小属ツく辭ハひハあハく公オホヤケのハ人ノの別ハくハ生レれハまよハつハる人ノの公オホヤケよハ御田ニタカラたまふ

らぬ一人もあつた。故古事記タニハノヒコ、旦波比古タタヒコ、須美スミ、
チノウシノミコノミムメナハエロメオトロメコノフタハシラノヒノソキヨホニタラニセハ 智能守斯王之女名兄比賣弟比賣茲二女王淨公民故と見
えくかく天皇の御親族を侍へオホニタカラ、公民とつたりまじり諸
臣百官をや上一人を置奉りその外良人のかぎりも尊
も卑もこゝろぐくタカラタミ、田族田持の名目をもちきたるのちき事
たり。侍るわく小田地ゆつきくのく侍るの罪を被の文小
載たりも。つたぐく小神代の故事小のみよりの虚文小の
あつたや知る。

因小いもん。田令小。凡給コ分田者男二段女減ス三分之一。
これ良民小授たまふ制シ。夫婦の口分合はるは三段

百二十歩とあり。耕織の業をたふおとたつたりの。相調イタ襦
小輸イタせり。餘を以て生涯安く過らるる。子あはる。男子
の父小おむをく。女子の母小おむをく。その年六才小分
るをまじり給ふ。集解の古記小。人生六年得授イタ田イタ此名爲
初班イタといふ。是を望まむ。田令小。官戸奴婢口分田與良
人同家人奴婢隨鄉寛狭並給三分之一とあり。これ賤民
のたまもる。制をり。但賤の子も集解の古記小。六年以上
給之。但今行事賤十二年以上給之と見え。侍るの良
人子等。給ひたるを小。後小。その年十二歳小。をり
をまじり給ふ例とあり。この續紀の養老七年十二月

癸亥の件小令天下諸國奴婢口分田授十二年以上者と
 あれは當年の格とおももなるおわわくくの如く良賤
 やも小人と生れ出たる者多少と遅速とのけぢめにあ
 じと御田給りしぬもの一人もなき事也然らば賤民
 もいさゆるオホミタカラ大御田旗と稱へイフきものなるあやとおももふ
 小侍おああびび上上引引るる九官戸奴婢云云條の集解の釋
 に亦是不稅田也與オホミタカラ百姓異也と見えく賤民やももささけ
 が小人と生じしものなるゆゑ小授田のありやいると
 も租調徭の三事をうくくままつつびび故官戸家人奴婢等
 の賤をい百姓オホミタカラのかきままの内めめ入入ととたたままををけけるるあり

官戸と公奴婢との公家おつりたれ家人と私奴婢との
 私家お使りしものなるゆゑ小調徭を輸はしまい
 なきあままかくくててその口分田へ更めいままびび官位おつきた
 る職分田位田の類も共小給をめるる人の一世うままい
 官位のあるあららのみみ此事なるまままの外外小私田とくく私
 小墾ヒラキたり田を持持たりもありるなりままま先祖の功めくく給
 じたり田を持持たりもありるなりまままの類いままれれ家人お
 けけるる田をれれ代代々々をを經經るるままでで領ウケぎぎたりらこれを名
 田をいいふふいいままの先祖の名をその田を遺い傳つるるゆゆゑ
 ありるこの名田を多く持持くく族族廣廣きき者者をを大名中いいふふも
 ともも神代ゆ大オホナムチ己己貴命とくくむむくくままくく神の御名を三

代實録延喜式等小大名持オホナモテもかけらん。即此神の名田をひろく領知ウレハキませりゆ名小稱タメたるを。東鑑の建久四

年六月五日の件小八田左衛門尉知家與多氣太郎義幹者常陸國大名也と見え此外ソノも同書以下の記録も小あまもこの名目の出たり。ソノ領地廣き者の稱なり。はゞ上古の天皇の御自ミミツカラの御爲ミナシロはくハ后妃皇子たちの御爲小御名代ミナシロや

のこゝろせたまへるもみれ田地の事ゆく清寧紀二年小天皇恨ウタマヒ无子乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍

人白髮部膳夫白髮部執負ウケクローイカテラシテナカスマテ遺跡令觀於後イナヒ天皇の御

名白髮と申奉ウケり小依コヨく白髮部を置たまへるものなり。安閑紀元年小天皇敕大伴大連金村日朕納ヒメツレモミヨクナリイマニナシニコナカラムノチアカミナタユナム四妻至今无嗣萬歲之後朕名絶矣

大伴伯父オホトモ今作何計イカニコトニオモフ每念於茲憂慮何已大伴大連金村奏イナヒ曰亦臣所憂也夫我國家之王天下者不論有嗣无嗣要須

因物テニトムラナラカレニタメニキサキタナノタテ爲名請爲皇后次妃建立屯倉之地使留後代ニヤケノトコロラトメノチノヨニアササムカシ令顯前迹詔曰可兵コトヲノリクフヒキンカヨケンハヤク宜早安置タテヨト云とありを。御名を田地小遺

留たまふコト也。代タテ其地をさけ辞たり。たゞ苗代ハ苗をうゝる地桑代ハ桑をうゝる地をさけ御名を留る地の義なり。源平盛衰記

小頼豪コトヨシ然靈を宥むコトヨシ。近江國コトヨシ六十町の田代を實相房コトヨシ小寄附せり。とありを。思へ。小依コトヨシ考る小中古以來の記録田券を。小某名と

公文名未武名コトヨシ。見えたりも彼名田の字アサナあり。たゞあれ名田をウレハキ領知不足アカヌ。富貴

をきりあたらん人も古を仰きミタミオホミカラ民百姓の稱をわはき
ひが、はひふ農稼を賤業と称もをぐ、いそむ世をかり
かろるべし。

詔詞考小太政官式と引く。凡六月十二日、晦日、於宮城南路
大被中畧百官男女悉會被之。臨時大被亦同云。臨時大被
ハ建禮門ゆゑあり。三代實録小見え。中々いなりを
後釋ふ。貞觀七年七月廿九日、先是武德殿前有人、或仍
大被於建禮門前とありを見。いされたるなり。是ハ内裡
の穢なり。ゆゑ小殊小建禮門ゆゑ行とる。みこそあれ。れ
し人との臨時のもの。朱雀門ゆゑあり。文德實録小

嘉祥三年四月辛亥、爲除凶服、先遣大中臣氏人於五畿七道
諸國、以修大被。癸丑帝吉服。大被於朱雀門前と見え。右小引
る太政官式も。臨時大被亦同と見え。大嘗會の時たし。も
如二季儀、とのあり。其處も舉られ。ゆゑも朱雀門
前をり。いされたる。但大藏省式小。凡臨時大被、所立五
丈幄二字七丈幄一字とあり。他處も行をり。事もあ
るゆゑ。朱雀門の時ハ幄を立る。いなりをき。あを云。考
の説も。ときた。中々小後釋のわたの僻説なり。こや。
後ハ心はきた。たをり。玉勝間小。師の詔詞考大
被の解小。臨時大被ハ建禮門ゆゑあり。と。三代實録小見

えりといふれたるを、たのち後釋ふ。中畧 臨時のも朱雀
 門のちあつたを、やいなりし誤を、かけを、然し
 も、兩門のちの差別を、いふ、初學の徒は
 其説、轍を、いふ、心ち、初學の徒は
 快く、いふ、故、今、いふ、辨、臨時大祓の、
 處、あれ、いふ、定、いふ、いふ、いふ、建禮門を、用
 ら、見、日本紀畧、天長七年九月乙亥、於、建禮門
 前、大祓、依、掖、庭、犬、也、三代實錄、貞觀元年四月廿一日
 丙午、大祓、於、建禮門前、以、觸、穢、之人、入、於、御、在、所、也、同、四
 年十一月廿日甲申、先是、少主、鈴、從、八、位、上、美、和、真人、清、江、言、

鼠、噬、印、盤、褥、至、是、神、祇、官、卜、云、觸、穢、之人、供、神、事、仍、成、崇、由、
 是、大、祓、於、建、禮、門、前、也、同、五、年、十、月、卅、日、己、丑、大、祓、於、建、
 禮、門、前、以、犬、噬、人、骸、入、神、祇、官、故、也、同、八、年、四、
 月、廿、一、日、乙、未、大、祓、於、建、禮、門、前、以、辨、官、大、藏、省、並、有、穢、也、
 同、十、六、年、正、月、廿、九、日、庚、寅、右、近、衛、宇、保、貞、主、宿、直、仗、下、頓、
 得、病、死、或、稱、氣、絕、於、宮、中、或、云、出、於、宮、外、而、命、終、來、月、上、旬、應、
 祠、祈、年、大、原、野、春、日、等、神、仍、是、日、大、祓、於、建、禮、門、前、同、十、一、
 月、十、六、日、辛、丑、先、是、十、月、二、十、七、日、水、工、寮、史、生、出、雲、島、成、歿、
 喪、家、人、入、寮、官、人、參、入、內、裏、由、是、平、野、梅、宮、春、日、大、原、野、園、
 韓、神、鎮、龜、等、諸、祭、皆、從、停、廢、大、祓、於、建、禮、門、前、同、十、二、月、十、

作らるゝが例をりま。元慶六年の度をりん。大藏省の幄用
 がささ小依く。朱雀門ゆく修られたるをぬが。この文やが
 く臨時のい建禮門ゆく行をり。明證をりや。い。い。同
 く臨時の大被ちが。い。凶服を除くん鳥。或ハ大嘗祭の時
 ちどの如き。親王以下百官人。い。い。集會。い。また
 二季儀ふねを。い。朱雀門を。い。い。い。更を。
 がく罪穢のひらきと狹き。集會の人のねきと。い。い。
 き。い。い。い。後釋ふねも。い。い。い。被の
 中ふ大被といふ名ハ。古書ども。い。この事の出たる例を以
 て考り。一人の被ふあ。い。廣く諸人の被をり。がゆえ。い。

大といふを。い。見え。い。古事記。い。國之大被といふ
 所の傳ふ。國といひ大と云義ハ。國之大奴佐の下。い。い。
 如く。國中悉の被をり。由を。い。毎年。朱雀門前の大被をり。
 も。國中。い。い。い。百官悉。い。を以く大被。い。
 い。い。い。この説の張本を。い。い。國中。い。い。課
 せ。大被の贖物を出。い。い。い。い。國中。い。い。い。
 取。い。を以く大被と。い。い。い。い。い。い。い。
 く取。を大被とい。い。い。國之と。い。い。い。い。い。い。
 や。い。い。國中。い。い。い。大被も。い。い。い。罪。い。
 る人の。い。科。い。大被も。い。い。中。い。記。い。國中。い。課

此の如くゆく。國とていふるを類聚國史に引仁七年六月丙辰伊勢太神官司從七位下大中臣朝臣清持有犯穢并
 行佛事神祇官ト之有崇科大被解見任トト太神宮諸雜事
 記ふ天平三年六月十六日御祭仁二見郷長足部島足參入
 神宮而煩霍亂退出之間於神宮近邊倒死亡了中畧仍官司
 上奏之因之度會郡大領神主乙丸少領新家連公人丸等和
 科大被太神宮祢宜神主野守豐受神宮祢宜神主安丸等和
 科中被この外あり此書ありかまゝ春記に長曆二年十一月十七日豐受官推祢宜季賴參上付申文中畧祢宜等神事
 懈怠仍可科上被者トトあつて犯罪の人のみ科はる

かゝるにさるる大被と上件にゆゑる如く大上中下の
 大ゆゑ罪穢ひらじゆに諸人科せひらじゆにせぬども
 重々ゆゑ一人ゆゑ科せまゝ重々ゆゑに上被さるる中
 下の被ちも事のゆゑに從ひて科せらるる事たるをやは
 た後釋ふ太政官式に臨時大被亦同とあり亦同の字を朱雀
 門ゆゑの事引つけたるに上文の百官男女やあ
 りとゆゑ臨時大被ゆゑ百官男女の會集はる事をいふ
 るゆゑ朱雀門の事ゆゑあつてゆゑに文義を味ふるにま
 た大藏者式に臨時大被所の五丈七丈の幄三字の事を
 もたつてゆゑにひききたる事ゆゑに朱雀門たるに

他所^の事^を。建礼門の大祓の事^も。此^の帷^を用^らる^る。上^の件^に三代實録を引^く。い^はる^る。か^の三^の字^のの^の帷^のの^の鋪^設此^の儀^に。即^ち彼^の式^に五^丈一^字設^参議^已上^一人^座。一^字設^弁官^座。七^丈一^字諸^司立^後と^あら^わす。明^らら^る也。朱雀門の儀^とい^はる^るや^も異^を。但^も異^をを^とい^はる^る。貞^の式^にお^くる^るべ^く。延^喜の^頃に^は朱雀門^の大^の後^もい^はる^る。大^の法^曹類^林に^は六^月十二^日二^晦百^官會^集其^日平^旦大^藏木^工掃^部張^帷鋪^設於^大伴^壬生^二門^間大^路各^有常^儀と^見ゆ。大^伴や^は朱雀門^のの^二門^とも^も小^宮城^南面^の大^門に^ある^る。美^福の^東に^ある^る。大^祓の^儀百^官の^儀。

を^西向^ゆ名^前を^開き^後を^閉む^爲ふ。この^二門^の間^を帷^をあ^らせ^る也。い^はる^るに^ある^る例^に。ま^はた^は當^時に^ある^る。ま^はた^は考^へら^る。國^の人^のあ^らる^る善^をを^令せ^惡を^律に^律令^の教^をと^らる^る。あ^らる^る事^をを^世の^有識^の律^令。聖^德太^子の^法を^給る^る。よ^し十七^條憲^法を^權輿^とす^る。上^の世^のに^ある^る制^法を^考へ^らる^る。や^うに^ある^る。此^の後^の詞^を味^ひ考^へら^る。天^罪國^罪を^擧ぐ^罪穢^をを^ける^る。あ^らる^る志^を延^喜式^をと^らる^る。神^代の^律令^をと^らる^る。あ^らる^る神^の事^を。

祇小禱^{ネキ}たまふ祝詞の中^ノ小収^ネたまひしと^シ祭文と^シひ
 く^レねも^レり^レや^レふ^レを^レね^レと^レれ^レと^レ祝詞の中^ノ小^ノ収^ネたまひしと^シ祭文と^シひ
 豆^ツ乃^ノ幣^ミ帛^ヒ者^ハ御^ミ服^フ明^ミ妙^{ミョウ}照^{テウ}妙^{ミョウ}云^ク。^ス皇^{スメ}神^{カミ}等^{トウ}能^ニ前^{マヘ}白^{シラ}久^クま
 た^コ此^ノ皇^{スメ}神^{カミ}能^ニ前^{マヘ}称^{タテ}辭^{コト}竟^ヘ奉^{マツ}止^{ラセ}云^ク。^ヨノ^マモ^リロ^ノマ^モリ^ニマ^モリ^タマ^ロテ
 鷄^ウ自^シ物^{モノ}頸^ウ根^ネ衝^ツ枝^エ氏^シ。^ネキ^{コト}悉^シく^レ禱^ネ言^{コト}の^ノち^チき^キ文^{モン}い^イあ^アく^クめ^メふ^フた
 た^タの^ノ大^{オホ}後^ゴ詞^ジのみ^ミ他^タ例^{レイ}ふ^フた^タび^ヒく^ク天津^{テン}祝^シ詞^ジ乃^ニ太^{タイ}祝^シ詞^ジ事^シ
 乎^チ宣^ノ禮^{レイ}如^カ此^コ久^ク乃^ノ良^ラ波^ハ天津^{テン}神^シ波^ハ云^ク。^キコ^シソ^ノサ^ムク^ニツ^カミ^ハ
 云^ク。^キコ^シソ^ノサ^ム所^シ聞^ク食^シ武^ブと^トあ^アる^ルを^ヲね^ネも^モふ^フん^ン宣^ノ禮^{レイ}の^ノ禮^{レイ}上^ノと^シ下^ノ小^ノ
 仰^{オホ}せ^セる^ルや^ヤき^キの^ノ辭^ジを^ヲり^リ神^シ小^コ申^シは^ハふ^フり^リく^クか^カく^クを^ヲあ^アり^リひ^ヒを^ヲ
 る^ル詞^ジを^ヲ用^{ヨウ}り^リん^ンさ^サね^ネを^ヲり^リ下^ゲ卷^{マキ}の^ノ注^{チュウ}小^コの^ノる^ル如^カく^ク天津^{テン}

天津祝詞
太祝詞

祝詞を大中臣小宣禮と仰せ即大中臣その天津祝詞を
 宣るを天津神國津神の聞召むといふ義ゆ。此後文を神
 小聞しめせや禱意少いあはれををやはるを後釋小宣
 礼といふの仰せの言われやもあはれの仰せの言われやも
 然どもかをうけかといふる語のをいひををたど
 くは小いひををいひく藤井高尚の礼の利の誤を
 やいなるをいひれ後詞の本義をいひ得たかへたといひ
 共小取へき説小あはれ多田俊見の氣吹抄小の文延喜
 式の祝詞の部小入たるゆえ説々あはれども別小これをか
 了一篇中もかたきゆえ類ひたるを以て加へ載たるや

2300

300



かひらの中々み眼^{ミチコ}あをそいふる。故^{カレ}今この被詞を律令
の権興ちるまや定むるものたる。

周防 橘顯業謹校

